【免許手続の経過措置について】

施行日(令和4年5月13日)から起算して6月を経過した日(令和4年11月13日)を「基準日」とします。有効期間の満了日が「基準日より前」か「基準日以後(基準日を含む)」かで旧法・新法どちらが適用されるかが決まります。

※ ただし、令和4年11月13日は日曜日で有効期間が繰り延べられるため、実質的には有効期間の満了日が令和4年11月14日(月)以後であるかで判断します。

~有効期間の満了日が基準日より前~



通常の更新

- 〇 運転技能検査なし
- 認知機能検査を高齢者講習より先に受ける
- 診断書等による認知機能検査の免除なし

特定失効者(試験の一部免除)

※ 基準日より前の申請でも、基準日より後の申 請でも同じ

- 〇 運転技能検査なし
- 認知機能検査を高齢者講習より先に受ける
- 診断書等による認知機能検査の免除なし

~有効期間の満了日が基準日以後~



※ 令和4年11月12日は土曜日のため、運転免許証の有効期間の満了日が11月12日の場合、実際の有効期限の満了日は11月14日(月)となります。

通常の更新

- ※ 基準日より前の申請でも、基準日より後の申請 でも同じ
 - 〇 運転技能検査あり
 - 認知機能検査と高齢者講習の順番が自由
 - 診断書等による認知機能検査の免除あり

特定失効者(試験の一部免除)

- ※ 失効するのは必ず基準日より後
 - 〇 運転技能検査あり
 - 認知機能検査と高齢者講習の順番が自由
 - 診断書等による認知機能検査の免除あり
 - 特定失効者も認定教育等で講習免除あり